

別記様式第1号(第四関係)

ひがしまつしま  
東松島地区活性化計画

宮城県東松島市

令和4年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東松島地区活性化計画		
都道府県名	宮城県	市町村名	東松島市
		地区名(※1)	東松島地区
		計画期間(※2)	令和4年度～令和8年度

## 目標:(※3)

当該地区は豊かな自然がもたらす農水産物や観光資源を有するものの、第1次産業業者の高齢化や震災等の影響による人口減少に加え、農水産物の販売所や観光情報の発信拠点等が不足しており、地域産業の衰退が大きな問題となっている。そこで、本計画では市内外からアクセスしやすい矢本PAに隣接する敷地に、農水産物の販売施設・加工施設、地元食材を提供する飲食施設等の機能を持つ道の駅を整備することで、観光情報の発信等による交流人口の拡大に加え、農水産物の販売・加工の様子を見学できる施設等による情報発信により、地域産業の活性化に繋げることを目標とする。

定量的な目標としては、①62.2万人/年の交流人口の増加、②549,000千円/年の地域農産物の販売額増加を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

東松島市は仙台市から約35km北東、広域石巻圏の西端に位置しており、東は石巻市、南は広域仙台都市圏に属する松島町に隣接している。東北地方の中でも比較的温暖で雨風の少ない地域で、南部は太平洋に面しており、東部は標高2～3mの平坦地が広がる良好な水田地帯、西部は吉田川・鳴瀬川とその支流に沿って田園地帯が形成されており、自然豊かな地域となっている。

東松島地区は、東松島市において市街化区域と東松島基地を除く農林漁業を基幹産業をする地域であり、9,040haを対象としている。

【地域特性1】本市の農業は、市のみで生産されている特産米「かぐや姫」が有名であり、野菜ではとうもろこし・ねぎ・いちご・きゅうり・トマトなど品質的にも優れたものが生産されている。品目別の推計農業産出額(2019年)をみると、市全体の農業産出額の390千円のうち、米が212千円(54.4%)、野菜が127千円(32.6%)であり、この2つが市全体の87.0%を占めている。また、水産業は皇室献上品にも選ばれた海苔や、市場でも評価の高い牡蠣が有名であり、高い品質の特産品を有している。加えて、海面漁獲物等販売金額では2008年は384千円であり、2013年には震災の影響で198千円まで減少したものの、2018年には318千円と震災以降は回復傾向となっている。

【地域特性2】本市は日本三景・特別名勝松島の一角を占める「奥松島」、四方を一望できる桜の名所「滝山公園」、ブルーインパルスの展示飛行に多くの来場者が訪れる「松島基地周辺」などの観光資源を有している。また、鳴瀬奥松島ICや矢本IC、JR矢本駅等の交通拠点を有しており、市内の主要観光地へのアクセス性も高い。

【地域特性3】本市ではグリーンツーリズム推進のため、官民連携による「奥松島体験ネットワーク」を設立し、奥松島の有する農林漁業や観光資源と、伝統文化を有機的に組み合わせた複合型産業を創出し、交流人口増大・産業経済振興を目的に活動を行っている。具体的な体験メニューとしては、刺し網・かご漁・地引網・シーカヤック・釣りなどを提供している。令和2年度に東松島農水泊推進協議会を設立し、市内の多様な事業者が連携のうえ、地域の豊かな資源を活かしながら、魅力と活力ある持続可能な地域の実現を目指し、都市と農山漁村の交流活動を行っている。

### 現状と課題

- ・本市の農業就業人口の平均年齢は64.3歳、高齢化率は56.4%となっており、農業生産者の高齢化が進行している。また、丘陵地では人口減少や高齢化、沿岸部では震災で被災した農地の継続断念による遊休農地の発生が問題となっている。そのため、今後は遊休農地の発生防止・解消に努めていくことに加え、農業の衰退への対策が必要となる。
- ・矢本PAでは三陸道全線開通の影響により、新型コロナ収束後には利用者の増加が期待される。しかし、市内の観光情報や農業・漁業体験等の観光メニューが十分に発信されておらず、増加すると想定される矢本PA利用者を観光客として市内に取り込むための基盤整備が必要である。
- ・本市は豊かな自然がもたらす農水産物を有しているものの、農水産物の販売機会や認知度が不足している。そのため、本市の農水産物やそれらを活用した加工品を販売・提供する施設を整備することにより、東松島ブランドの農水産物に対するファンを獲得し、リピーター増加に繋がるような農水産物のPRが必要である。

### 今後の展開方向等(※4)

本事業は矢本PA(上り)と市道百合子線に隣接する敷地において、三陸道の利用者や地域住民が利用できる農水産物や観光情報等の発信拠点を有する道の駅の整備について検討する。

そこで、本事業では交流人口の拡大・地域産業の活性化を目標として、以下の整備を計画する。

・農産物の販売拡大、東松島ブランドの農産物の情報発信

矢本PAに隣接する道の駅として、一般的な休憩機能に加えて農水産物の販売所・加工所・地元食材を提供する飲食施設等の地域連携販売力強化施設を整備することにより、農水産物や加工品の販売機会の拡大に寄与する。合わせて、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、地域生産物を活用した加工技術の習得・研究を行うための地域住民による活動の拠点とするとともに、地域の小中学生を対象とした食育学習や友好都市との地域間交流の場として活用し、交流人口の増加につなげる。

・東松島市の農業・観光の情報発信

東松島市の中心市街地・主要観光地への高いアクセス性を活かして、自然豊かな地域資源や農業・漁業体験等の受入れを強化するための情報発信拠点として整備を行う。具体的には、奥松島体験ネットワークや東松島農水泊推進協議会との連携のうえ実施体制を強化し、自らが農業・漁業体験により収穫した食材を本施設において調理をして味わっていただくなど、本施設の活用により取組の拡大し、体験交流事業などの実施とともに、新型コロナ収束後に増加すると想定される三陸道の利用者を市内に取り込む。加えて、石巻圏への玄関口として他地域と連携した周遊観光の情報や、農業・漁業体験等の観光メニューなどを発信も行う、交流人口の拡大・地域産業の活性化を図る。

なお、本計画による整備を予定している地域連携販売力強化施設及び高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の外構等附帯施設の整備は、関係機関との協議が整い次第、本計画に追加する予定である。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東松島市	東松島地区	地域資源活用総合交流促進施設 (地域連携販売力強化施設)	東松島市	有	ハ	
東松島市	東松島地区	高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	東松島市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
東松島市	東松島地区	東松島市 道の駅整備事業	東松島市	令和4年度～令和5年度
東松島市	東松島地区	農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	東松島農水泊推進協議会	令和2年～

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

東松島地区(宮城県東松島市)	区域面積(※2)	9,040ha
<b>区域設定の考え方(※3)</b>		
<p>①法第3条第1号関係： 当地区の面積は約9,040haであるのに対し、地区内の農用地と林地の合計面積は5,587ha(農用地2,830ha、林地2,757ha)で、地区面積の61.8%を占める。 また、本市の全就業者人口が18,562人であるのに対し、農林漁業従業者数は1,325人で全体の7.1%を占めている。よって、市全域において農林漁業が重要な地域となっている。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 本市の人口は2005年の43,235人をピークに、2015年に39,503人、2045年に29,655人(予測値)と減少傾向となっている。また、本市の高齢化率をみると2005年が19.9%であったのに対し、2015年が25.2%であり、2045年には40.3%まで増加すると想定され、人口減少・高齢化による活力低下が問題となっている。 そのため、三陸道の全線開通に伴う来訪者増加が想定される矢本PAIに隣接する敷地に道の駅を整備することにより、交流人口の拡大・農産物の販売機会の拡大による地域活性化に加え、道の駅での雇用創出や農業の魅力発信による新規就農者の確保により、定住人口の拡大も期待できるため、道の駅の整備は本計画の目標達成に有効かつ適切な手法である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該地区は、東松島市から市街化区域を除く地域であり、既に市街地を形成している地域は存在しない。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。



## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標(交流人口増加・地域農産物の販売額増加)の達成状況の評価については、道の駅運営事業者に対する調査により、令和6～8年度における目標の達成状況について検証し、評価を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。